

平成 30 年 11 月 7 日

阿倍野地区(医学研究科)事業所
教職員各位

医学部・附属病院運営本部庶務課

人材派遣受入可能期間の延長について

当事業所においては、平成 27 年 10 月 1 日以降継続して派遣労働者を受け入れているところですが、当事業所にかかる事業所単位での派遣可能期間は、平成 30 年 11 月 30 日までとなっていました。

この度、派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第 40 条の 2 第 4 項に基づき、阿倍野地区(医学部)事業場労働者過半数代表者に対して、意見を聴取し、下記の通り、派遣受入可能期間を延長しました。

記

1. 意見聴取先

公立大学法人大阪市立大学

阿倍野地区(医学部)事業場 労働者過半数代表者 井上 圭佑

2. 書面通知日

平成 30 年 4 月 19 日

3. 書面通知内容

別紙1の通り

4. 意見聴取日

平成 30 年 4 月 26 日

5. 意見内容

別紙 2 の通り

6. 延長後の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日

平成 33 年 12 月 1 日

以上

平成 30 年 4 月 19 日

過半数代表者
井上 圭右 様

公立大学法人大阪市立大学
医学部・附属病院運営本部庶務課長

意見聴取書

公立大学法人大阪市立大学阿倍野地区事業場(医学部)の下記の業務において、2015年9月30日に施行された改正労働者派遣法で定められた「事業所単位の派遣期間制限」を延長することについて意見を求めます。

つきましては、平成30年4月27日までに意見書を提出してください。

記

1. 業務

- ・ 大学院医学研究科・医学部医学科 法医学 法医学教室派遣①
- ・ 大学院医学研究科・医学部医学科 法医学 法医学教室派遣②
- ・ 大学院医学研究科・医学部医学科 代謝内分泌病態内科学派遣契約①
- ・ 大学院医学研究科・医学部医学科 代謝内分泌病態内科学派遣契約②
- ・ 大学院医学研究科・医学部医学科 病態生理学派遣契約①
- ・ 大学院医学研究科・医学部医学科 病態生理学派遣契約②

2. 派遣受け入れ期間及び開始予定時期

平成30年12月1日から平成33年11月30日まで(3年間)

3. 平成30年12月1日からの派遣受入予定人数(自由化業務)

計 6名

以上

意見書

2018年4月26日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 荒川 哲男 様

阿倍野地区事業場（医学部）事業場
過半数代表 井上 圭右



平成30年4月19日付けの意見聴取書による、阿倍野地区事業場（医学部）の労働者派遣の役務の提供については、異議は有りません。

以上

平成 30 年 11 月 7 日

阿倍野地区(医学部附属病院)事業所
教職員各位

医学部・附属病院運営本部庶務課

人材派遣受入可能期間の延長について

当事業所においては、平成 27 年 10 月 1 日以降継続して派遣労働者を受け入れているところですが、当事業所にかかる事業所単位での派遣可能期間は、平成 30 年 11 月 29 日までとなっていました。

この度、派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第 40 条の 2 第 4 項に基づき、大阪市立大学教職員労働組合に対して、意見を聴取し、下記の通り、派遣受入可能期間を延長しました。

記

1. 意見聴取先
大阪市立大学教職員労働組合
2. 書面通知日
平成 30 年 4 月 19 日
3. 書面通知内容
別紙 1 の通り
4. 意見聴取日
平成 30 年 4 月 26 日
5. 意見内容
別紙 2 の通り
6. 延長後の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日
平成 33 年 11 月 30 日

以上

平成 30 年 4 月 19 日

大阪市立大学教職員労働組合
阿倍野センター長 様

公立大学法人大阪市立大学
医学部・附属病院運営本部庶務課長

意見聴取書

公立大学法人大阪市立大学阿倍野地区事業場(医学部附属病院)の下記の業務において、2015 年 9 月 30 日に施行された改正労働者派遣法で定められた「事業所単位の派遣期間制限」を延長することについて意見を求めます。

つきましては、平成 30 年 4 月 27 日までに意見書を提出してください。

記

1. 業務

- ・ 庶務課 定例給与支払業務
- ・ 庶務課、看護部 夜間看護師派遣①
- ・ 庶務課、看護部 夜間看護師派遣夜間看護師派遣②
- ・ 庶務課 期末期首の繁忙期における給与厚生関係業務
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約①
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約②
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約③
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約④
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約⑤
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約⑥
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約⑦
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約⑧
- ・ 医事運営課 医事運営課入院算定業務派遣契約⑨

2. 派遣受け入れ期間及び開始予定時期

平成 30 年 11 月 30 日から平成 33 年 11 月 29 日まで(3 年間)

3. 平成 30 年 11 月 30 日からの派遣受入予定人数(自由化業務)

計 13 名

以上

意見書

2018年4月26日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 荒川 哲男 様

大阪市立大学教職員労働組合
執行委員長 大黒俊二



平成30年4月19日付けの意見聴取書による、阿倍野地区事業場（医学部附属病院）の労働者派遣の役務の提供については、異議は有りません。

以上